

▽ 法定加算(施設サービス)

加算の項目		加算の額(円)
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)		258
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		200
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)		240
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)		120
認知症ケア加算		76
若年性認知症利用者受入加算		120
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		51
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		51
外泊時費用		362
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		800
ターミナル ケア加算	ターミナルケア加算(死亡日)	1,900
	ターミナルケア加算(2～3日)	910
	ターミナルケア加算(4～30日)	160
	ターミナルケア加算(31～45日)	72
初期加算(Ⅰ)		60
初期加算(Ⅱ)		30
退所時栄養情報連携加算(※2)		70
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)療養食含(※2)		200
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)		450
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)		480
退所時等 支援等加 算	試行的退所時指導加算(※2)	400
	退所時情報提供加算(Ⅰ)(※2)	500
	退所時情報提供加算(Ⅱ)(※2)	250
	入退所前連携加算(Ⅰ)(※2)	600
	入退所前連携加算(Ⅱ)(※2)	400
	訪問看護指示加算(※2)	300
協力医療機関連携加算(1)(R6年度まで)/月		100
協力医療機関連携加算(1)(R7年度から)/月		50
協力医療機関連携加算(2)(R7年度から)/月		5
栄養マネジメント強化加算(1日)		11
経口移行加算/180日以内(※2)		28

経口維持 加算	経口維持加算(Ⅰ) (1月につき) (※2)	400
	経口維持加算(Ⅱ) (1月につき) (※2)	100
口腔衛生 管理加算	口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき) (※2)	90
	口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき) (※2)	110
療養食加算(1食)		6
かかりつけ 医連携薬 剤調整加 算	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ (※2)	140
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ (※2)	70
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) (※2)	240
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) (※2)	100
緊急時施 設療養費	緊急時治療管理	518
	特定治療	
所定疾患施 設療養費	所定疾患施設療養費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度) (※2)	239
	所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1月に1回10日を限度) (※2)	480
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)		150
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		120
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) (1月につき) (※2)		53
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) (1月につき) (※2)		33
褥瘡マネジメント加算(イ(1)、ロ (1)を算定する場合のみ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき) (※2)	3
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき) (※2)	13
排せつ支 援加算	排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき) (※2)	10
	排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき) (※2)	15
	排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき) (※2)	20
自立支援推進加算 (1月につき) (※2)		300
科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 1月につき (※2)	40
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 1月につき (※2)	60
安全対策体制加算 (入所中1回) (※2)		20
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(1月につき)		10
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)(1月につき)		5
新興感染症等施設療養費(1月に1回5日を限度)		240
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき)		100
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき)		10

サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6
介護職員処遇改善加算 令和6年5月31日まで	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×39/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×29/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×16/1000
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×21/1000
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×17/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×8/1000
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×75/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×71/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×54/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位×44/1000
介護職員等処遇改善加算 令和7年3月31日まで	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位×67/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位×65/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位×63/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位×61/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位×57/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位×53/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位×52/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位×46/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位×48/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位×44/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位×36/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位×40/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位×31/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位×23/1000
<p>※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。</p> <p>※ 介護保健施設サービス費(Ⅳ)及びユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)を適用する場合には、(※2)を適用しない。</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。</p>		

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。